

# 2003年漁業センサス要領

平成15年5月

農 林 水 産 省

# 目 次

平成15年 5月20日付け15統計第102号

一部改正 平成15年 6月30日付け15統計第405号

第1章	総則	1
第1	目的	1
第2	根拠法規	1
第3	定義	1
第4	調査の種類	2
第5	調査期日	3
第6	調査の範囲	3
第7	調査の機構	3
第8	統計調査員	4
第9	申告の義務	4
第10	実地調査	5
第2章	調査の準備	6
第11	漁業地区の地域範囲の確認	6
第12	海面客体候補者名簿の作成及び補正	6
第13	基本調査区の設定	7
第14	海面客体名簿の作成及び補正	7
第15	内水面客体候補者名簿の作成及び補正	7
第16	内水面漁業調査の調査区の設定	8
第17	内水面客体名簿の作成及び補正	8
第18	要計表の作成及び提出	8
第19	漁業管理組織名簿の作成	9
第20	水産物流通機関名簿の作成	9
第21	冷凍・冷蔵、水産加工場名簿の作成及び調査区の設定	9
第3章	海面漁業調査	11
第22	調査客体	11
第23	調査事項	11
第24	調査の方法	12

第25	調査の実施	12
第26	集計事項	12
第27	集計及び報告	13
第28	全国結果表の作成等	15
第4章	内水面漁業調査	16
第29	調査客体	16
第30	調査事項	16
第31	調査の方法	16
第32	調査の実施	16
第33	集計事項	17
第34	集計及び報告	17
第35	全国結果表の作成等	18
第5章	流通加工調査	19
第36	調査客体	19
第37	調査事項	19
第38	調査の方法	19
第39	調査の実施	19
第40	集計事項	20
第41	集計及び報告	20
第42	全国結果表の作成等	21
第6章	結果の公表及び関係書類の保存	22
第43	結果の公表	22
第44	関係書類等の保存	23
第7章	補則	29
第45	調査票の使用	29
第46	磁気テープの複製、保存及び使用	29
様式調第1号	海面漁業調査 漁業経営体調査票	31
様式調第2号	海面漁業調査 会社、官公庁・学校・試験場調査票	39
様式調第3号	海面漁業調査 漁業従事者世帯調査票	47
様式調第4号	海面漁業調査 漁業管理組織調査票	51
様式調第5号	海面漁業調査 海面漁業地域調査票	57

様式調第 6 号	内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査票	.....	67
様式調第 7 号	内水面漁業調査	内水面漁業地域調査票	.....	73
様式調第 8 号	流通加工調査	水産物流通機関調査票 ( )	.....	79
様式調第 9 号	流通加工調査	水産物流通機関調査票 ( )	.....	83
様式調第 10 号	流通加工調査	水産物流通機関調査票 ( )	.....	85
様式調第 11 号	流通加工調査	冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	.....	87
様式準第 1 号	海面漁業調査	漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査		
		客体候補者名簿・客体名簿	.....	93
様式準第 2 号	内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査		
		客体候補者名簿・客体名簿	.....	94
様式準第 3 号	海面漁業調査	調査要計表	.....	95
様式準第 4 号	内水面漁業調査	調査要計表	.....	96
様式準第 5 号	海面漁業調査	漁業管理組織名簿	.....	97
様式準第 6 号	流通加工調査	水産物流通機関名簿	.....	98
様式準第 7 号	流通加工調査	冷凍・冷蔵、水産加工場名簿	.....	99
漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号に基づき農林水産大臣が定める湖沼				
( 漁業センサス規則に基づき農林水産大臣が定める件第 3 条 )			.....	100

# 第1章 総則

## 第1 目的

2003年漁業センサス（以下「調査」という。）は、平成15年における漁業センサス（指定統計第67号）を作成し、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

## 第2 根拠法規

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成15年5月20日付け農林水産省告示第776号）に基づいて行う。

## 第3 定義

- 1 この要領で「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう（漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号。以下「規則」という。）第2条第1項）。
- 2 この要領で「海面漁業」とは、海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。以下同じ。）において営む漁業をいう（規則第2条第2項）。
- 3 この要領で「内水面漁業」とは、内水面（前項に規定する湖沼を除く。）において営む漁業をいう（規則第2条第3項）。
- 4 この要領で「漁業経営体」とは、調査期日（第5の規定による調査期日をいう。以下同じ。）前1年間に海面漁業又は内水面漁業を営んだ事業所をいい、「個人漁業経営体」とは、個人の漁業経営体をいい、「団体漁業経営体」とは、個人漁業経営体以外の漁業経営体をいう（規則第2条第4項）。
- 5 この要領で「漁業従事者世帯」とは、調査期日前1年間に海面漁業又は内水面漁業に従事した者がいる世帯（個人の事業所である漁業経営体の経営主がいる世帯を除く。）をいう（規則第2条第5項）。
- 6 この要領で「漁業管理組織」とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行っているものをいう（規則第2条第6項）。
- 7 この要領で「漁業地区」とは、市区町村の区域内において、共通の自然的及び社会経済的条件のもとに漁業が行われると認められる地区として農林水産大臣が定めるものをいう（規則第2条第7項及び漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大

臣が定める件（平成15年5月20日付け農林水産省告示第776号。以下「告示」という。）第1条）。

8 この要領で「漁業集落」とは、漁業地区の一部において、一定の地理的領域と社会的領域によって成立している漁業の地域社会をいう。

9 この要領で「内水面漁業地域」とは、内水面における漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域として農林水産大臣が定めるものをいう（規則第2条第8項及び告示第2条）。

10 この要領で「内水面漁業集落」とは、内水面漁業地域の一部において、一定の地理的領域と社会的領域によって成立している漁業の地域社会をいう。

11 この要領で「魚市場」とは、調査期日前1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第一次段階の取引を行った市場をいう。

12 この要領で「水産物卸売業者」とは、魚市場において、調査期日前1年間に出荷者から卸売のための水産物の販売の委託を受け、又は買い受けて、当該魚市場で卸売の業務を行ったものをいう。

13 この要領で「水産物買受人」とは、当該魚市場において、調査期日前1年間に水産物卸売業者から買い受けた水産物を販売した法人又は個人（売買参加人を含める。）をいう。

14 この要領で「冷凍・冷蔵工場」とは、陸上において主機10馬力以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。

15 この要領で「水産加工場」とは、販売を目的として、調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所をいう。

#### 第4 調査の種類

1 調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査とする（規則第3条第1項）。

2 海面漁業調査は、漁業経営体調査、漁業従事者世帯調査、漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査とする（規則第3条第2項）。

3 内水面漁業調査は、内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査とする。

4 流通加工調査は、水産物流通機関調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査とする。

## 第5 調査期日

調査は、平成15年11月1日現在によって行う（規則第4条）。

## 第6 調査の範囲

- 1 海面漁業調査は、次の各号に掲げるものについて行う（規則第5条第1項）。
  - (1) 海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体、漁業従事者世帯及び漁業管理組織並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって行政施策上農林水産大臣が必要と認めるもの
  - (2) 漁業地区
- 2 内水面漁業調査は、次の各号に掲げる漁業経営体及び内水面漁業地域について行う（規則第5条第2項）。
  - (1) 共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なもの（告示第3条）において水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体
  - (2) 内水面漁業に係る漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営むもの
- 3 流通加工調査は、水産流通業及び水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設その他の漁業関連施設を営む事業所について行う（規則第5条第3項）。

## 第7 調査の機構

- 1 漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査に関する事務は、農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）、都道府県知事（以下「知事」という。）及び市区町村長（区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいい、特別区にあつては区長に代えて都知事をいう。以下同じ。）が行う。
- 2 漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査に関する事務は、統計部長及び地方統計組織の長が行う。
- 3 この場合において、地方統計組織に関する組織は次に掲げるところとする。
  - (1) 「地域課」とは、農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号。以下「組織規則」という。）第286条の5に規定する地方農政局取りまとめ統計・情報センター（以下「地方農政局取りまとめセンター」という。）の地域課及び組織規則第303条に規定する北海道取りまとめ統計・情報センター（以下「北海道取りまとめセンター」という。）の地域課をいう。

- (2) 「センター」とは、地方農政局統計・情報センター（地方農政局取りまとめセンターを除く。）、北海道統計・情報事務所統計・情報センター（北海道取りまとめセンターを除く。）及び沖縄総合事務局統計・情報センターをいう。
- (3) 「取りまとめセンター」とは、地方農政局取りまとめセンター及び北海道取りまとめセンターをいう。
- (4) 「農政局」とは、地方農政局、北海道統計・情報事務所及び沖縄総合事務局をいう。
- (5) 「取りまとめセンター等」とは、取りまとめセンター及び農政局をいう。

## 第8 統計調査員

- 1 調査及びこれに関連する事務に従事させるため、市区町村の区域ごとに、統計法第12条第1項の規定による統計調査員を置く（規則第8条）。
- 2 前項の統計調査員は、漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査にあつては2003年漁業センサス海面調査員（以下「海面調査員」という。）とし、内水面漁業経営体調査にあつては2003年漁業センサス内水面調査員（以下「内水面調査員」という。）とし、流通加工調査にあつては2003年漁業センサス流通加工調査員（以下「流通加工調査員」という。）とする。
- 3 第1項の統計調査員のうち、第2項に規定する海面調査員にあつては、知事が任命し、市区町村長の調査実施上の指導を受け、内水面調査員及び流通加工調査員にあつては、農政局長が任命し、センター長又は取りまとめセンター長の指導監督を受けるものとする（規則第8条第3項及び第8項）。
- 4 市区町村長は、海面調査員に対し、知事が発行するその身分を示す証票を交付し、農政局長は、内水面調査員及び流通加工調査員に対し、統計部長が別に定める様式のその身分を示す証票を交付する（規則第9条）。
- 5 前各項の統計調査員に係る事務の細目は統計部長が別に定める。

## 第9 申告の義務

- 1 第22条第1項に規定する調査客体を代表する者は、第24条第1項の面接調査又は自計申告調査において、第23条第1項に規定する調査事項について海面調査員に対し口頭で、又は第23条第2項の調査票に記入することにより回答しなければならない（規則第10条第1項）。
- 2 第29条第1項に規定する調査客体を代表する者は、第31条第1項の面接調査又は自計申告調査において、第30条第1項に規定する調査事項について内水面調査員又はセンター若しくは取りまとめセンターの職員に対し口頭で、又は第30条第2項の調査票に

記入することにより回答しなければならない（規則第10条第2項）。

- 3 第36に規定する調査客体を代表する者は、第38の自計申告調査において、第37第1項に規定する調査事項について流通加工調査員又はセンター若しくは取りまとめセンターの職員に対し第37第2項の調査票に記入することにより回答しなければならない（規則第10条第3項）。

## **第10 実地調査**

- 1 調査の事務に従事する者は、統計法第13条前段の規定により、調査のため必要な場所に立ち入り、第23、第30及び第37に規定する調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる（規則第11条第1項）。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により実地調査を行う者に対し、あらかじめ、統計法第13条後段に規定する証票を交付する（規則第11条第2項）。

## 第2章 調査の準備

### 第11 漁業地区の地域範囲の確認

- 1 海面漁業調査及び流通加工調査の実施のための漁業地区は、告示第1条（別表第1）のとおりとする。
- 2 市区町村長は、前項に規定する漁業地区の地域範囲を確認する。

### 第12 海面客体候補者名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、第10次漁業センサス海面漁業基本調査客体名簿を収録した磁気テープから2003年漁業センサスの海面漁業調査漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査に係る客体候補者名簿（以下「海面客体候補者名簿」という。）を作成し、取りまとめセンター長等に送付する（規則第12条第1項及び告示第6条）。
- 2 取りまとめセンター長等は、前項の規定により統計部長から送付された海面客体候補者名簿に第10次漁業センサス以降に出現した漁業経営体等を補正し、統計部長に報告するとともに知事を通じて市区町村長に送付する（規則第12条第2項）。
- 3 統計部長は、漁業従事者世帯調査雇用者名簿作成用経営体リストを作成し、知事を通じて市区町村長に送付する。
- 4 市区町村長は、平成15年6月1日現在で統計部長が別に定める方法により漁業従事者世帯調査雇用者名簿（以下「雇用者名簿」という。）を作成し、平成15年6月30日までに知事を通じて統計部長に提出するとともに、これに基づいて海面客体候補者名簿を補正し海面調査員に配布する（規則第12条3項）。
- 5 海面調査員は、前項の規定により配布された海面客体候補者名簿に基づき、平成15年8月1日現在で統計部長が別に定める方法により漁業経営体及び漁業従事者世帯を確認し海面客体候補者名簿を補正する。
- 6 海面調査員は、前項に規定する海面客体候補者名簿を補正するに当たって第4項に規定する雇用者名簿に記載のない者が漁業経営体に雇われていることが確認された場合は、統計部長が別に定める方法により漁業従事者世帯調査雇用者確認表（以下「雇用者確認表」という。）を作成し、海面客体候補者名簿を添えて平成15年8月20日までに市区町村長に提出する。
- 7 市区町村長は、前項の規定により提出された海面客体候補者名簿及び雇用者確認表を審査し、不備な点を認めるときは、これらを補正する。雇用者確認表において雇用者が市区町村外の居住者である場合は、漁業従事者世帯調査連絡通報表（以下「連絡通報表」という。）を作成し、平成15年9月30日までに知事に提出する。

- 8 知事は、前項の規定により市区町村長から提出された連絡通報表のうち、都道府県内に居住する雇用者については、市区町村別に連絡通報表を整理し、該当する市区町村長に平成15年10月15日までに送付するとともに、他の都道府県に居住する雇用者については、都道府県別に連絡通報表を整理し、該当する知事に平成15年10月10日までに送付する。
- 9 統計部長は、第4項の規定により提出された雇用者名簿を電算処理により雇われ先のある市区町村外に居住している雇用者について、出身地別に組み替えた2003年漁業センサス漁業従事者世帯調査出身地別雇用者名簿リスト（以下「出身地別雇用者名簿リスト」という。）を作成し、知事を通じて市区町村長に送付する。
- 10 市区町村長は、第6項の規定により提出された海面客体候補者名簿を前項の規定により送付された出身地別雇用者名簿リストに基づいて補正する。

### **第13 基本調査区の設定**

- 1 市区町村長は、第12第10項の規定により作成した海面客体候補者名簿に基づき、漁業地区を区分して漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査に係る基本調査区（以下「基本調査区」という。）を設定する（規則第13条）。
- 2 前項の基本調査区は、地理的条件を勘案の上、第10次漁業センサスの調査区を基本として、当該基本調査区内の第22第1項に定める調査客体の数が1調査区当たりおおむね20～30となるように設定する（告示第7条第1号）。
- 3 市区町村長は、前項の規定により設定した基本調査区の境界等を記入した基本調査区配置図3部を作成し、その2部を平成15年9月19日までに知事に提出する。
- 4 知事は、前項の規定により提出された基本調査区配置図1部を平成15年11月30日までに農林水産大臣に提出する。

### **第14 海面客体名簿の作成及び補正**

- 1 市区町村長は、第13第1項の規定により設定した基本調査区ごとに海面漁業調査漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査に係る客体名簿（様式準第1号。以下「海面客体名簿」という。）3部を作成する（規則第14条第1項）。
- 2 市区町村長は、前項の海面客体名簿を作成してから調査期日までに調査客体の異動を認めるときは海面客体名簿を補正する（規則第14条第2項）。

### **第15 内水面客体候補者名簿の作成及び補正**

- 1 統計部長は、第10次漁業センサス内水面漁業調査客体名簿を収録した磁気テープから2003年漁業センサスの内水面漁業経営体調査に係る客体候補者名簿（以下「内水面客体候補者名簿」という。）を作成し取りまとめセンター長等に送付する（規

則第12条第1項)。

- 2 取りまとめセンター長等は、前項の規定により統計部長から送付された内水面客体候補者名簿を該当するセンター長に送付する(規則第12条第2項)。
- 3 センター長は、前項の規定により取りまとめセンター長等から送付された内水面客体候補者名簿を、平成15年8月1日現在で統計部長が別に定める方法により内水面漁業に係る漁業経営体を確認し内水面客体候補者名簿を補正する(規則第12条第3項)。
- 4 地域課長は、内水面客体候補者名簿を、平成15年8月1日現在で統計部長が別に定める方法により内水面漁業に係る漁業経営体を確認し内水面客体候補者名簿を補正する(規則第12条第3項)。

#### **第16 内水面漁業調査の調査区の設定**

- 1 センター長及び取りまとめセンター長は、第15第3項の規定により補正した内水面客体候補者名簿に基づき、市区町村を区分して内水面漁業調査の調査区(以下「内水面漁業調査区」という。)を設定する(規則第13条)。
- 2 前項の内水面漁業調査区は、地理的条件を勘案の上、第10次漁業センサスの内水面漁業調査の調査区を基本として、これに含まれる平成15年8月1日現在における内水面漁業を営む漁業経営体の数が、1調査区当たりおおむね5~25経営体となるように設定する(告示第7条第2号)。
- 3 センター長及び取りまとめセンター長は、前項の規定により設定した内水面漁業調査区の境界線等を記入した内水面漁業調査市区町村総括図(以下「内水面市区町村総括図」という。)3部を作成する。

#### **第17 内水面客体名簿の作成及び補正**

- 1 センター長及び取りまとめセンター長は、第16第1項の規定により設定した内水面漁業調査区ごとに内水面漁業調査客体名簿(様式準第2号。以下「内水面客体名簿」という。)3部を作成する(規則第14条第1項)。
- 2 センター長及び取りまとめセンター長は、前項に規定する内水面客体名簿を作成してから調査期日までに調査客体の異動を認めるときは内水面客体名簿を補正する(規則第14条第2項)。

#### **第18 要計表の作成及び提出**

- 1 市区町村長は、第14第1項に規定する海面客体名簿に基づき市区町村ごとに海面漁業調査要計表(様式準第3号。以下「海面要計表」という。)3部を作成し、その2部を平成15年9月30日までに知事に提出する。

- 2 知事は、前項の規定により提出された海面要計表を審査し、不備な点を認めるときは市区町村長に再調査を行わせる等により補正の上、都道府県全体の海面要計表2部を作成し、その1部に市区町村ごとの海面要計表1部を添えて平成15年11月30日までに農林水産大臣に提出する。
- 3 センター長及び取りまとめセンター長は、第17第1項に規定する内水面客体名簿に基づき市区町村ごとに内水面漁業調査要計表（様式準第4号。以下「内水面要計表」という。）3部を作成し、センター長は、その2部を平成15年9月30日までに取りまとめセンター長等に提出する。
- 4 取りまとめセンター長等は、前項の規定により提出された内水面要計表を審査し、不備な点を認めるときはセンター長に再調査を行わせる等により補正の上、都道府県全体の内水面要計表2部を作成し、その1部に市区町村ごとの内水面要計表1部を添えて平成15年11月30日までに農林水産大臣に提出する。

#### **第19 漁業管理組織名簿の作成**

- 1 センター長及び取りまとめセンター長は、平成15年7月1日現在で統計部長が別に定める方法により漁業管理組織を確認し、市区町村ごとに海面漁業調査漁業管理組織名簿（様式準第5号。以下「漁業管理組織名簿」という。）3部を作成する（規則第14条第3項）。
- 2 センター長及び取りまとめセンター長は、前項に規定する漁業管理組織名簿を作成してから調査期日までに漁業管理組織の異動を認めるときは漁業管理組織名簿を補正する（規則第14条第3項）。

#### **第20 水産物流通機関名簿の作成**

- 1 センター長及び取りまとめセンター長は、平成15年8月1日現在で統計部長が別に定める方法により魚市場、水産物卸売業者、水産物買受人を確認し、魚市場ごとに流通加工調査水産物流通機関名簿（様式準第6号。以下「水産物流通機関名簿」という。）3部を作成する（規則第14条第3項）。
- 2 センター長及び取りまとめセンター長は、前項に規定する水産物流通機関名簿を作成してから調査期日までに魚市場、水産物卸売業者、水産物買受人の異動を認めるときは、水産物流通機関名簿を補正する（規則第14条第3項）。

#### **第21 冷凍・冷蔵、水産加工場名簿の作成及び調査区の設定**

- 1 センター長及び取りまとめセンター長は、平成15年8月1日現在で統計部長が別に定める方法により冷凍・冷蔵、水産加工場を確認し、漁業地区又は市区町村ごとに流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場名簿（様式準第7号。以下「冷凍・冷蔵、

- 水産加工場名簿」という。) 3部を作成する(規則第14条第3項)。
- 2 センター長及び取りまとめセンター長は、前項に規定する冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を作成してから調査期日までに冷凍・冷蔵、水産加工場の異動を認めるときは、冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を補正する(規則第14条第3項)。
  - 3 センター長及び取りまとめセンター長は、第1項の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場名簿に基づき、漁業地区又は市区町村の区域を区分して流通加工調査の調査区(以下「流通加工調査区」という。)を設定する(規則第13条)。
  - 4 前項の流通加工調査区は、地理的条件を勘案の上、これに含まれる平成15年8月1日現在の冷凍・冷蔵工場及び水産加工場の数が、1調査区当たりおおむね10となるように設定する(告示第7条第3号)。

### 第3章 海面漁業調査

#### 第22 調査客体

- 1 漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査の調査客体は、第6第1項に規定する海面漁業に係る漁業経営体（個人漁業経営体にあつては、調査期日前1年間の漁業の海上作業従事日数が30日以上のものに限る。）及び漁業従事者世帯（調査期日前1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者のいるものに限る。）とする。
- 2 漁業管理組織調査は、海面に沿う市区町村の区域内にある漁業管理組織の代表者とする。
- 3 海面漁業地域調査は、地方公共団体、漁業地区内の漁業協同組合の代表者、遊漁案内業者及び漁業精通者とする。

#### 第23 調査事項

- 1 海面漁業調査は、次に掲げる事項について行う（規則第6条第1項）。
  - (1) 漁業経営体調査
    - ア 漁業種類、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の経営の状況
    - イ 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況
  - (2) 漁業従事者世帯調査
    - ア 世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数
    - イ その他の就業状況
  - (3) 漁業管理組織調査
    - ア 漁業管理組織の概要
    - イ 漁業管理の内容及び効果
    - ウ その他漁業管理組織の現況を把握するために必要な事項
  - (4) 海面漁業地域調査
    - ア 漁業地区の漁場環境
    - イ 遊漁の状況
    - ウ 活性化の取組
    - エ 漁業集落の生活環境
    - オ その他漁業地区の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、漁業経営体調査票（様式調第1号）、会社、官公庁・学校・試験場調査票（様式調第2号）、漁業従事者世帯調査票（様式調第3号）、漁業管理組織調査票（様式調第4号）及び海面漁業地域調査票（様式調第5号）

(以下この章において「調査票」と総称する。)による(告示第4条)。

## 第24 調査の方法

- 1 漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査は、第8第1項の統計調査員の面接調査及び第23第2項の調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う(規則第7条)。
- 2 漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査は、センター及び取りまとめセンターの職員の面接調査の方法により行う(規則第7条)。

## 第25 調査の実施

- 1 海面調査員は、第22第1項に規定する調査客体について調査を行い、調査票を作成し、平成15年11月20日までに市区町村長に提出する。
- 2 市区町村長は、第1項の規定により提出された調査票を審査し、不備な点を認めるときは、海面調査員又は市区町村の職員(特別区にあっては都の職員。租税の賦課及び徴収に関する事務に従事する者を除く。以下同じ。)に再調査を行わせる等により補正の上完全な調査票を作成する。
- 3 センター長及び取りまとめセンター長は、第22第2項及び第22第3項に規定する調査客体に対して面接調査の方法により調査を行い調査票を作成する。

## 第26 集計事項

- 1 漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査は、次に掲げる事項について集計する。
  - (1) 漁業経営に関する事項
    - ア 経営体階層別経営組織別漁業経営体数
    - イ 経営体階層別漁業経営状況
    - ウ その他
  - (2) 漁船に関する事項
    - ア 規模別漁船隻数
    - イ 規模別乗組員数
    - ウ その他
  - (3) 世帯に関する事項
    - ア 漁業の専兼業別世帯数及び世帯員数
    - イ 経営体階層別兼業状況
    - ウ その他
  - (4) 漁業従事者に関する事項
    - ア 性別年齢別漁業従事者数

イ 従事形態別漁業従事者数

ウ その他

2 漁業管理組織調査は、次に掲げる事項について集計する。

(1) 管理対象魚種別組織数

(2) 管理対象漁業種類別組織数

(3) その他

3 海面漁業地域調査は、次に掲げる事項について集計する。

(1) 漁場環境別漁業地区数

(2) 活性化の取組別漁業地区数

(3) 生活環境別漁業集落数

(4) その他

4 前3項の集計事項の細目は、統計部長が別に定める結果表による。

## 第27 集計及び報告

1 市区町村長は、第14第1項に規定する海面客体名簿2部及び第25第2項の規定により作成した調査票1部を平成15年12月1日までに知事に提出する（規則第15条第1項及び告示第8条第1項）。

2 知事は、前項の規定により提出された海面客体名簿及び調査票を審査し、このうち審査を了した海面客体名簿1部を平成15年12月12日までに農林水産大臣に提出する（規則第15条第2項及び告示第8条第2項）。

3 知事は、前項の規定により審査を行った調査票を統計部長が別途送付するプログラムに従って統計部長と協議の上電算処理を行い、次表に掲げる統計部長が別に定める結果表及び一覧表並びに磁気テープ（以下この項において「結果表等」という。）を作成し、結果表等を同表に定める区分により、農林水産大臣に提出し、又は取りまとめセンター長等若しくは市区町村長に送付するとともに、当該調査票のうち団体漁業経営体に係る漁業経営体調査票及び会社、官公庁・学校・試験場調査票を、平成16年9月30日までに農林水産大臣に提出する（規則第15条第2項及び告示第8条第2項）。

結果表等の名称	作成部数	農林水産大臣あての提出期限 (平成16年月日)	市区町村長あての送付期限 (平成16年月日)	取りまとめセンター長等あての送付期限 (平成16年月日)
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査速報結果表	2	6月10日		
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査速報結果表を収録した磁気テープ	1	6月10日		
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査漁業地区結果表	3		8月31日	8月31日
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査漁業地区別一覧表	2	7月20日		
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査漁業地区別一覧表を収録した磁気テープ	1	7月20日		
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査都道府県結果表	3	7月20日		7月20日
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査都道府県結果表を収録した磁気テープ	1	7月20日		
漁業経営体調査票、会社、官公庁・学校・試験場調査票及び漁業従事者世帯調査票を収録した磁気テープ	1	7月20日		

4 センター長は、統計部長が別に定める漁業地区概況図2部を作成し、第19第1項の規定により作成した漁業管理組織名簿2部及び第25第3項の規定により作成した調査票1部とともに、平成15年12月15日までに取りまとめセンター長等に提出する(規則第15条第3項及び告示第8条第3項)。

5 地域課長は、統計部長が別に定める漁業地区概況図2部を作成し、第19第1項の

規定により作成した漁業管理組織名簿 2 部及び第25第 3 項の規定により作成した調査票 1 部を取りまとめる（規則第15条第 4 項）。

- 6 取りまとめセンター長等は、第 4 項の規定により提出された調査票及び漁業管理組織名簿並びに前項の規定により取りまとめられた調査票及び漁業管理組織名簿を審査し、調査票及び漁業管理組織名簿に第 4 項の規定により提出された漁業地区概況図並びに前項の規定により作成された漁業地区概況図 1 部を添えて、平成16年 1 月 9 日までに農林水産大臣に提出する（規則第14条第 5 項及び告示第 8 条第 4 項）。
- 7 農林水産大臣は、前項の規定により提出された調査票及び漁業管理組織名簿を収録した磁気テープを作成するとともに、これに基づき漁業管理組織調査都道府県結果表（北海道にあっては、北海道取りまとめセンターの長が取りまとめる区域の結果表及び北海道統計・情報事務所長が取りまとめる組織規則別表第六に掲げる統計・情報センター以外の北海道統計・情報事務所統計・情報センターの管轄区域の結果表。以下同じ。）、漁業管理組織調査漁業地区別一覧表、海面漁業地域調査都道府県結果表及び海面漁業地域調査漁業地区別一覧表各 2 部並びにこれらを収録した磁気テープを作成し、一覧表及び結果表各 1 部並びに調査票を該当する取りまとめセンター長等に送付する（規則第15条第 6 項）。

## 第28 全国結果表の作成等

- 1 農林水産大臣は、第27第 2 項の規定により提出された海面客体名簿に基づき、これを収録した磁気テープを作成するとともに、第18第 2 項の規定により提出された都道府県全体の海面要計表及び第27第 3 項の規定により提出された結果表、一覧表、磁気テープ及び調査票に基づき、漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査全国結果表及びこれを収録した磁気テープを作成する（規則第15条第 7 項）。
- 2 農林水産大臣は、第27第 7 項の規定により作成した磁気テープに基づき漁業管理組織調査全国結果表及び海面漁業地域調査全国結果表を作成するとともに、これらを収録した磁気テープを作成する（規則第15条第 7 項）。
- 3 農林水産大臣は、第27第 3 項の規定により作成された磁気テープ及び第27第 7 項の規定により作成した磁気テープ並びに第41第 4 項の規定により作成した磁気テープに基づき、漁業地区別整理表及び漁業集落カードを作成するとともに、これらを収録した磁気テープを作成し、これらのうち、漁業地区別整理表及び漁業集落カードを該当する取りまとめセンター長等に送付する（規則第15条第 7 項）。

## 第4章 内水面漁業調査

### 第29 調査客体

- 1 内水面漁業経営体調査の調査客体は、第6第2項に規定する内水面漁業に係る漁業経営体とする。
- 2 内水面漁業地域調査の調査客体は、地方公共団体、内水面漁業地域を管理する漁業協同組合の代表者、遊漁案内業者及び漁業精通者とする。

### 第30 調査事項

- 1 内水面漁業調査は、次に掲げる事項について行う（規則第6条第2項）。
  - (1) 内水面漁業経営体調査
    - ア 漁業種類、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の漁業経営の状況
    - イ 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況
  - (2) 内水面漁業地域調査
    - ア 内水面漁業地域の漁場環境
    - イ 遊漁の状況
    - ウ 活性化の取組
    - エ 漁業集落の生活環境
    - オ その他内水面漁業地域の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、内水面漁業経営体調査票（様式調第6号）及び内水面漁業地域調査票（様式調第7号）（以下この章において「調査票」と総称する。）による（告示第4条）。

### 第31 調査の方法

- 1 内水面漁業経営体調査は、第8第1項の統計調査員又はセンター及び取りまとめセンターの職員の面接調査並びに第30第2項の調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う（規則第7条）。
- 2 内水面漁業地域調査は、センター及び取りまとめセンターの職員の面接調査の方法により行う（規則第7条）。

### 第32 調査の実施

- 1 内水面調査員又はセンター及び取りまとめセンターの職員は、第29に規定する調査客体について調査を行い、調査票を作成し、平成15年11月20日までにセンター長又は取りまとめセンター長に提出する。
- 2 センター長及び取りまとめセンター長は、前項の規定により提出された調査票を

審査し、不備な点を認めたときは、内水面調査員又はセンター又は取りまとめセンターの職員に再調査を行わせる等により補正の上、完全な調査票を作成し、これに基づいて第16第3項の規定により作成した内水面市区町村総括図3部に内水面漁業地域の範囲等を追加記入し、完全な内水面市区町村総括図を作成する。

### 第33 集計事項

1 内水面漁業経営体調査は、次に掲げる事項について集計する。

(1) 湖沼漁業に関する事項

- ア 経営体階層別漁業経営体数
- イ 漁業種類別漁業経営体数
- ウ 漁船隻数
- エ 世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
- オ その他

(2) 内水面養殖業に関する事項

- ア 養殖種類別漁業経営体数
- イ 養殖種類別世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
- ウ 養殖魚種別漁業経営状況
- エ その他

2 内水面漁業地域調査は、次に掲げる事項について集計する。

- (1) 漁場環境別内水面漁業地域数
- (2) 活性化の取組別内水面漁業地域数
- (3) 生活環境別漁業集落数
- (4) その他

3 前2項の集計事項の細目は、統計部長が別に定める結果表による。

### 第34 集計及び報告

1 センター長は、第32第2項の規定により作成した調査票1部及び内水面市区町村総括図2部並びに第17第1項の規定により作成した内水面客体名簿2部を平成15年12月8日までに取りまとめセンター長等に提出する（規則第15条第3項及び告示第8条第3号）。

2 地域課長は、第32第2項の規定により作成した調査票1部及び内水面市区町村総括図2部並びに第17第1項の規定により作成した内水面客体名簿2部を取りまとめる（規則第15条第4項）。

3 取りまとめセンター長等は、第1項の規定により提出された調査票、内水面市区

町村総括図及び内水面客体名簿並びに前項の規定により取りまとめられた調査票、内水面市区町村総括図及び内水面客体名簿を審査し、調査票、内水面市区町村総括図及び内水面客体名簿各1部を平成16年1月30日までに、また内水面漁業調査都道府県総括図2部を作成し、その1部を平成16年5月31日までに農林水産大臣に提出する（規則第15条第5項及び告示第8条第4項）。

- 4 農林水産大臣は、前項の規定により提出された調査票及び内水面客体名簿を収録した磁気テープを作成するとともに、これに基づき内水面漁業調査市区町村別一覧表、内水面漁業調査市区町村結果表及び内水面漁業調査都道府県結果表（北海道にあっては、北海道取りまとめセンターの長が取りまとめる区域の結果表及び北海道統計・情報事務所長が取りまとめる組織規則別表第六に掲げる統計・情報センター以外の北海道統計・情報事務所統計・情報センターの管轄区域の結果表。以下同じ。）各2部並びにこれらを収録した磁気テープを作成し、一覧表及び結果表各1部並びに調査票を該当する取りまとめセンター長等に送付する（規則第15条第6項）。

### **第35 全国結果表の作成等**

- 1 農林水産大臣は、第18条第4項の規定により提出された内水面要計表、第34条第3項の規定により提出された総括図並びに第34条第4項の規定により作成した磁気テープに基づき、内水面漁業調査全国結果表を作成するとともに、これを収録した磁気テープを作成する（規則第15条第7項）。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により作成した磁気テープに基づき、内水面漁業地域別整理表及び内水面漁業集落カードを作成するとともに、これらを収録した磁気テープを作成し、これらのうち内水面漁業地域別整理表及び内水面漁業集落カードを該当する取りまとめセンター長等に送付する。

## 第5章 流通加工調査

### 第36 調査客体

- 1 水産物流通機関調査の調査客体は、魚市場、水産物卸売業者及び水産物買受人の代表者とする。
- 2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査の調査客体は、冷凍・冷蔵工場及び水産加工場の代表者とする。

### 第37 調査事項

- 1 流通加工調査は、次に掲げる事項について行う（規則第6条第3項）。
  - (1) 水産物流通機関調査
    - ア 魚市場の施設及び取扱高
    - イ 水産物卸売業者の経営組織及び従業者数
    - ウ 水産物買受人の経営組織及び業態区分
    - エ その他水産物流通機関の現況を把握するために必要な事項
  - (2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
    - ア 事業所の形態及び事業内容
    - イ 従業者数
    - ウ その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、水産物流通機関調査票（ ）（魚市場用）（様式調第8号）、水産物流通機関調査票（ ）（水産物卸売業者用）（様式調第9号）、水産物流通機関調査票（ ）（水産物買受人用）（様式調第10号）、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票（様式調第11号）（以下この章において「調査票」と総称する。）による（告示第4条）。

### 第38 調査の方法

第8条第1項の統計調査員又はセンター及び取りまとめセンターの職員が、第37第2項の調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う（規則第7条）。

### 第39 調査の実施

- 1 流通加工調査員又はセンター及び取りまとめセンターの職員は、第36に規定する調査客体に面接して調査票を作成し、これを平成15年11月20日までにセンター長又は取りまとめセンター長に提出する。
- 2 センター長及び取りまとめセンター長は、前項の規定により提出された調査票を審査し、不備な点を認めたときは、流通加工調査員又はセンター又は取りまとめセンターの職員に再調査を行わせる等により補正の上、完全な調査票を作成する。

#### 第40 集計事項

- 1 水産物流通機関調査は、次に掲げる事項について集計する。
  - (1) 開設者の種類別市場数
  - (2) 市場の規模別市場数
  - (3) 経営組織別水産物卸売業者数
  - (4) 業態区分別買受人数
  - (5) その他
- 2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査は、次に掲げる事項について集計する。
  - (1) 形態別工場数
  - (2) 製氷・冷蔵・凍結能力別工場数
  - (3) 加工種類別工場数
  - (4) その他
- 3 前2項の集計事項の細目は、統計部長が別に定める結果表による。

#### 第41 集計及び報告

- 1 センター長は、調査票1部並びに第20第1項の規定により作成した水産物流通機関名簿2部及び第21第1項の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場名簿2部を平成15年12月15日までに取りまとめセンター長等に提出する（規則第15条第3項及び告示第8条第3項）。
- 2 地域課長は、調査票1部並びに第20第1項の規定により作成した水産物流通機関名簿2部及び第21第1項の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場名簿2部を取りまとめる（規則第15条第4項）。
- 3 取りまとめセンター長等は、第1項の規定により提出された調査票、水産物流通機関名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場名簿並びに前項の規定により取りまとめられた調査票、水産物流通機関名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を審査し、調査票、水産物流通機関名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場名簿各1部を平成16年1月9日までに農林水産大臣に提出する（規則第15条第5項及び告示第8条第4項）。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定により提出された調査票、水産物流通機関名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を収録した磁気テープを作成するとともに、これに基づき流通加工調査都道府県結果表（北海道にあっては、北海道取りまとめセンターの長が取りまとめる区域の結果表及び北海道統計・情報事務所長が取りまとめる組織規則別表第六に掲げる統計・情報センター以外の北海道統計・情報事務所統計・情報センターの管轄区域の結果表。以下同じ。）、流通加工調査市区町村別又は漁

業地区別一覧表各 2 部並びにこれらを収録した磁気テープを作成し、結果表及び一覧表各 1 部並びに調査票を該当する取りまとめセンター長等に送付する（規則第15条第 6 項）。

#### **第42 全国結果表の作成等**

農林水産大臣は、第41第 4 項の規定により作成した磁気テープに基づき流通加工調査全国結果表を作成するとともに、これらを収録した磁気テープを作成する（規則第15条第 7 項）。

## 第6章 結果の公表及び関係書類の保存

### 第43 結果の公表

- 1 農林水産大臣は、調査の全国結果について、その概要を平成16年8月31日までに公表し、その詳細については逐次、刊行物又は磁気テープ等に収録したものを紙面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する（規則第16条）。
- 2 前項に規定する磁気テープ等に収録したものを紙面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法の細目については、統計部長が別に定める。
- 3 知事は、第27第3項の規定により農林水産大臣に結果表及び一覧表を提出した後に、統計部長に公表内容を通知した上で、その全部又は一部を刊行物により公表することができる。この場合においては、知事は、その公表後速やかにその刊行物5部を統計部長に提出する。
- 4 市区町村長は、知事に公表内容を通知した上で、第27第3項の規定により送付された結果表及び一覧表の全部又は一部を刊行物により公表することができる。この場合においては、市区町村長は、その公表後速やかにその刊行物5部を知事に提出する。
- 5 知事は、前項の規定により提出された刊行物のうち1部を遅滞なく統計部長に提出する。
- 6 取りまとめセンター長等は、統計部長の承認を得て、第27第7項の規定により送付された漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査に係る結果表及び一覧表の全部又は一部、第34第4項の規定により送付された内水面漁業調査に係る一覧表及び結果表の全部又は一部並びに第41第4項の規定により送付された流通加工調査に係る結果表及び一覧表の全部又は一部を刊行物により公表することができる。この場合においては、取りまとめセンター長等は、その公表後速やかにその刊行物5部を統計部長に提出する。

#### 第44 関係書類等の保存

関係書類等の保存は、次に掲げるところにより行う（規則第17条）。

関係書類の名称	作成者	保存期間	保存責任者（印のもの）				
			市区町村長	都道府県知事	取りまとめセンター長及びセンター長等	取りまとめセンター長等	農林水産大臣
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査に係る調査客体候補者名簿	市区町村長	3年					
漁業者従事者世帯調査雇用者確認表	市区町村長	5年					
基本調査区配置図	市区町村長	5年					
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査に係る客体名簿	市区町村長	3年					
海面漁業調査要計表	市区町村長 都道府県知事	5年 5年					
漁業経営体調査票	市区町村長	3年		(個人)			(団体)
会社、官公庁・学校・試験場調査票	市区町村長	3年					
漁業従事者世帯調査票	市区町村長	3年					
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査に係る客体名簿を収録した磁気テープ	農林水産省	10年					
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査速報結果表	都道府県知事	5年					
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査速報結果表を収録した磁気テープ	都道府県知事	5年					
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査漁業地区結果表	都道府県知事	5年					

漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査漁業地区別一覧表	都道府県知事	5年					
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査漁業地区別一覧表を収録した磁気テープ	都道府県知事	5年					
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査都道府県結果表	都道府県知事	5年					
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査都道府県結果表を収録した磁気テープ	都道府県知事	5年					
漁業経営体調査票、会社、官公庁・学校・試験場調査票及び漁業従事者世帯調査票を収録した磁気テープ	都道府県知事	10年					
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査全国結果表	農林水産大臣	永久					
漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査全国結果表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
漁業地区概況図	センター長及び取りまとめセンター長	5年					
漁業管理組織調査票	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
海面漁業地域調査票	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
漁業管理組織調査票を収録した磁気テープ	農林水産大臣	10年					
海面漁業地域調査票を収録した磁気テープ	農林水産大臣	10年					
海面漁業調査漁業管理組織名簿	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
海面漁業調査漁業管理組織名簿を収録した磁気テープ	農林水産大臣	10年					
漁業管理組織調査都道府県結果表	農林水産大臣	5年					

漁業管理組織調査都道府県結果表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
漁業管理組織調査漁業地区別一覧表	農林水産大臣	5年					
漁業管理組織調査漁業地区別一覧表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
海面漁業地域調査都道府県結果表	農林水産大臣	5年					
海面漁業地域調査都道府県結果表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
海面漁業地域調査漁業地区別一覧表	農林水産大臣	5年					
海面漁業地域調査漁業地区別一覧表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
漁業管理組織調査全国結果表	農林水産大臣	永久					
漁業管理組織調査全国結果表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
海面漁業地域調査全国結果表	農林水産大臣	永久					
海面漁業地域調査全国結果表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
内水面客体候補者名簿	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
内水面漁業調査客体名簿	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
内水面漁業調査要計表	センター長 取りまとめセンター長等	5年 5年					
内水面漁業調査市区町村総括図	センター長及び取りまとめセンター長	5年					

内水面漁業経営体調査票	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
内水面漁業地域調査票	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
内水面漁業調査都道府県総括図	取りまとめセンター長等	5年					
内水面漁業調査客体名簿を収録した磁気テープ	農林水産大臣	10年					
内水面漁業経営体調査票を収録した磁気テープ	農林水産大臣	10年					
内水面漁業地域調査票を収録した磁気テープ	農林水産大臣	10年					
内水面漁業調査市区町村別一覧表	農林水産大臣	5年					
内水面漁業調査市区町村別一覧表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
内水面漁業調査市区町村結果表	農林水産大臣	5年					
内水面漁業調査市区町村結果表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
内水面漁業調査都道府県結果表	農林水産大臣	5年					
内水面漁業調査都道府県結果表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
内水面漁業調査全国結果表	農林水産大臣	永久					
内水面漁業調査全国結果表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
流通加工調査水産物流通機関名簿	センター長及び取りまとめセンター長	3年					

流通加工調査水産物流通機関名簿を収録した磁気テープ	農林水産大臣	10年					
流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場名簿	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を収録した磁気テープ	農林水産大臣	10年					
水産物流通機関調査票（ ） （魚市場用）	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
水産物流通機関調査票（ ） （水産物卸売業者用）	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
水産物流通機関調査票（ ） （水産物買受人用）	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	センター長及び取りまとめセンター長	3年					
水産物流通機関調査に係る調査票を収録した磁気テープ	農林水産大臣	10年					
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を収録した磁気テープ	農林水産大臣	10年					
流通加工調査都道府県結果表	農林水産大臣	5年					
流通加工調査都道府県結果表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
流通加工調査市区町村別又は漁業地区別一覧表	農林水産大臣	5年					
流通加工調査市区町村別又は漁業地区別一覧表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
流通加工調査全国結果表	農林水産大臣	永久					
流通加工調査全国結果表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					

漁業地区整理表	農林水産大臣	5年					
漁業地区整理表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
漁業集落カード	農林水産大臣	5年					
漁業集落カードを収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
内水面漁業地域別整理表	農林水産大臣	5年					
内水面漁業地域別整理表を収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					
内水面漁業集落カード	農林水産大臣	5年					
内水面漁業集落カードを収録した磁気テープ	農林水産大臣	5年					

注：（個人）は、個人漁業経営体に係る調査票、（団体）は、団体漁業経営体に係る調査票をいう。

## 第7章 補則

### 第45 調査票の使用

2003年漁業センサスで作成した調査票（調査票及び名簿を収録した磁気テープ並びに名簿を含む。）は、統計法第15条第2項の規定に基づく総務大臣の承認を得て、第1に規定する目的以外に使用することができる。

### 第46 磁気テープの複製、保存及び使用

- 1 知事は、統計部長の承認を得て、漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査漁業地区別一覧表並びに漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査都道府県結果表を収録した磁気テープを複製し、若しくは保存し、当該複製若しくは保存に係る磁気テープを使用し、又は漁業経営体調査票、会社、官公庁・学校・試験場調査票及び漁業従事者世帯調査票を収録した磁気テープを複製し、若しくは保存することができる。
- 2 前項の規定による磁気テープの保存の承認の申請は、第27第3項の規定による電算処理後遅滞なく行わなければならない。